

規制対象事項チェックリスト

116 ボイラー

1. ボイラー設置届を労働基準監督署長に提出している。
2. ボイラーを設置した際当該ボイラーについて労働基準監督署長の検査を受け検査証の交付を受けている。
3. 移動式ボイラーの設置に際して、設置報告書に明細書および検査証を添えて労働基準監督署長に提出している。
4. 検査証の有効期間（1年）の更新を受ける際、労働基準監督署長または厚生労働大臣の指定する者（性能検査代行機関）が行う性能検査を受けている。
5. ボイラーの胴、鏡板、附属設備等を変更する際、労働基準監督署長に変更届を提出し、変更検査を受けている。
6. ボイラーの使用を廃止した際、検査証を都道府県労働局長または労働基準監督署長に返還している。
7. 伝熱面積が3m²を超えるボイラー（移動式および屋外式ボイラーは除く）は、専用の建物または建物の中の壁面で区画された場所に設置している。
8. ボイラー室の出入口は2以上設けている。
9. ボイラーの最上部から天井、配管等の上部にある構造物までの距離は、1.2メートル以上ある。
10. 本体を被覆していないボイラーまたは立てボイラーはそれ以外にボイラーの外壁から壁、配管その他側部にある構造物までの距離を一定以上確保している。
11. ボイラー、ボイラーに付設された金属製の煙突または煙道の外側から0.15メートル以内にある可燃物は、金属以外の不燃性の材料で被覆している。
12. 設置場所に燃料を貯蔵するときは、ボイラーの外側から2メートル以上離している。（ただし、ボイラーと燃料の間に防火の措置を講じたときは、この限りではない）
13. ボイラー取扱い作業主任者が燃焼が正常に行われていることを監視できる措置を講じている。
14. 取扱い業務者は、所定の資格を持っている。
15. ボイラーの取扱い作業は、ボイラー取扱作業主任者を選任し、所定の職務を行わせている。
16. 一定規模以上のボイラーの整備業務は、ボイラー整備士にさせている。
17. 関係施設、燃焼方法の改善等の措置を講じ、ばい煙を排出しないように努めている。

18. ボイラーの安全弁、圧力計、その他の付属品について、一定の管理をしている。
19. ボイラー室は、関係者以外立入禁止、検査証の掲示等、一定の管理をしている。
20. 点火を行うときは、ダンパーの調子を点検し、十分換気してから点火している。
21. 使用を開始した後 1 カ月以内ごとに 1 回、定期的に本体や燃焼装置の損傷の有無等について自主点検を行っている。また、検査結果の記録は 3 年間保存している。
22. 定期自主検査の結果、異常を認めるときは、補修その他必要な措置を講じている。
23. そうじ・修繕のためボイラーや煙道の内部に入るときは、冷却、換気、感電防止等をしている。